別表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職務発明等 | 届出 | 譲渡  証書 | 出願 | 補償金 | | | 出願否  の場合 |
| 出願  補償金 | 登録  補償金 | ライセンス  補償金 |
| 特許権の対象となる発明 | 要 | 要 | 要 | 5,000円 | 10,000円 | ①100万円  まで50% | 発明者  に返還 |
| ②100万円  超過25% |
| 実用新案権の対象となる考案 | 要 | 要 | 要 | 5,000円 | 10,000円 | ①100万円  まで50% | 考案者  に返還 |
| ②100万円  超過25% |
| 意匠権の対象となる意匠の創作 | 要 | 要 | 要 | 5,000円 | 10,000円 | ①100万円  まで50% | 創作者  に返還 |
| ②100万円  超過25% |
| 回路配置利用権の対象となる回路配置の創作 | 要 | 要 | 要(申請) | - | - | ①100万円  まで50% | 創作者  に返還 |
| ②100万円  超過25% |
| 育成者権の対象となる品種の育成 | 要 | 要 | 要 | 5,000円 | 10,000円 | ①100万円  まで50% | 育成者  に返還 |
| ②100万円  超過25% |
| 著作権の対象となる著作物の創作 | 要 | 要 | 否 | - | - | ①100万円  まで50% | - |
| ②100万円  超過25% |
| ノウハウを対象とする案出 | 要 | 要 | 否 | - | - | ①100万円  まで50% | - |
| ②100万円  超過25% |
| 研究成果有体物の創作 | 要 | 要 | 否 |  |  | ①100万円  まで50% | - |
| ②100万円  超過25% |

備考

１　静岡大学職務発明規則（以下「発明規則」という。）第12条第２項に規定する補償金は、次の各号に定めるところによる。

ア　補償金の対象となる本学が承継（共有含む。）した職務発明等の出願は、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、品種登録出願とする。

イ　補償金の額は、出願補償金として出願１件について５千円、登録補償金として登録１件について１万円とする。ただし、新規性の喪失の例外措置を伴う出願を行った場合は、出願補償金を支払わない。

２　実施許諾又は譲渡等によって収益が得られた場合の補償金（特許法の公開制度による補償金、損害賠償金を得たときを含み、また、特許権等が第三者との共有に係る場合であって当該第三者から不実施補償金を得たときを含む。以下「ライセンス補償金」という。）は、次の各号に定めるところによる。

ア　各年毎にライセンス契約による実施料収入に対して行うライセンス補償金の額は、１００万円までに対しては５０％、１００万円を超える額に対しては２５％に相当する額を補償する。

イ　各年度毎に譲渡契約による譲渡対価に対して行うライセンス補償金の額は、前項の規定する補償金の額と同様とする。

ウ　ライセンス補償金の額が６千円に満たない場合は、６千円を補償する。

エ　 対象の特許等が複数ある場合又は契約が複数存在する場合の補償額の算定方法を以下のように定める。

1. 実施許諾契約の対象の特許等が複数ある場合は、各特許等の価値及びその他の事情を勘案して当該特許等毎の収入額を算出し、その算出額に備考２ アを適用して当該特許等毎の補償額を算出するものとする。
2. 複数の実施許諾契約が存在する場合は、各特許等毎に毎年その期間中の各実施許諾契約の実施料収入額のうちの当該特許等が寄与する実施料収入額を合算し、その合算額に本備考「２.ア」を適用して補償額を算定する。

オ　ライセンス補償の対象となる契約等

専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾に係る契約、共同出願に係る契約、譲渡に係る契約又は書面により契約の成立を証明することができる場合にライセンス補償の対象とする。

カ　ライセンス補償金の分配の対象

ライセンス補償金の分配の対象は、得られた実施料収入又は譲渡対価等から特許取得等の直接経費を控除した金額とする。直接経費とは、出願関係費用(出願等手数料、弁理士費用等)、特許等の権利維持費用、ライセンス費用（旅費、弁理士費用等）及び訴訟費用（弁護士費用等）等をいう。

キ　備考２ アの収益の残額は、機構、研究グループ及び外部技術移転組織のライセンス活動による場合は三者で、よらない場合は前二者で等分配とする。

３　第12条第２項及び第３項の補償金は、それを受ける権利を持つ教職員等が２人以上ある場合は、それぞれの持分に応じて支払う。

４　第１２条第２項及び第３項の補償金を受ける権利は、発明者等が転職又は退職した後も存続し、相続する。

５　優先権を伴う基礎の出願を有する外国出願（PCT出願を含む）に対しての出願補償金は支払わず、登録補償金は支払う。